

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年1月30日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

20千総総3226号
平成21年1月27日

千葉市監査委員 様

千葉市長 鶴岡 啓一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年監査報告第12号、平成19年監査報告第5号、第7号及び第11号並びに平成20年監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 18 監査報告第12号

監査の種類 定期監査（工事）

監査の結果

1 運搬費を適正に積算すべきもの

（建設局土木部：（主）浜野四街道長沼線歩道整備工事）

土木工事積算基準によると、重量が20 t以上の路面切削機を貨物自動車により工事場所まで運搬する場合は、運搬費を重量や距離により積算することとなっている。

しかしながら、本工事については、路面切削機の重量が20 t以上にもかかわらず、運搬費が積算されていなかった。

運搬費については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。

講じた措置

土木工事における運搬費の積算については、平成19年3月29日付け建設局長通知により、工事担当課長に対し、土木工事積算基準に基づき適正に設計・積算を実施するとともに、複数の職員による的確なチェックを実施するよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。

報告書番号 18 監査報告第12号

監査の種類 定期監査（工事）

監査の結果

2 諸経費を適正に積算すべきもの

（建設局土木部：多部田町146号線他道路実施設計業務委託、検見川町6号線道路実施設計業務委託）

設計業務等積算基準によると、事務職員の人件費及び福利厚生費等の諸経費については、設計業務等に従事する技術者の直接人件費に諸経費率を乗じて算出することとなっている。

しかしながら、本委託については、直接人件費の中に報告書の印刷製本費を含めて算出していた。諸経費については、設計業務等積算基準に基づき適正に積算されたい。

講じた措置

設計業務委託に係る諸経費の積算については、平成19年3月29日付け建設局長通知により、工事担当課長に対し、設計業務等積算基準に基づき適正に設計・積算を実施するとともに、複数の職員による的確なチェックを実施するよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。

報告書番号 19監査報告第7号

監査の種類 定期監査（工事）

監査の結果

保護帽の着用を適正に行うべきもの（建設局：大膳野町誉田町線街路築造工事）

土木工事安全施工技術指針によると、作業に携わる者は、作業に適した服装を身につけ、保護具等を携帯し、必要時には必ず使用するものとされている。また、本工事の施工計画書では、工事の安全対策として現場内での保護帽（ヘルメット）の着用を徹底することとしている。

しかしながら、本工事においては、工事記録写真を確認したところ、保護帽を着用せず作業しているものが見受けられた。保護帽の着用は、施工計画書等に基づき適正に実施するよう請負者を指導されたい。

講じた措置

工事現場における保護帽の着用については、平成19年8月10日付け建設局長通知により、工事担当課長に対し、千葉市土木工事必携及び施工計画書に基づき適正指導を実施するよう周知徹底した。

また、平成20年6月5日付け千葉市建設工事安全対策委員会通知により、土木部会で実施している現場の巡回・巡視において、重点項目として点検することとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 定期監査（工事）

監査の結果

ア 下地調整材費の積算を適正に行うべきもの
（都市局：千葉市立長作小学校構造改修工事）

公共建築改修工事標準仕様書によると、外壁改修工事における外壁の塗り替えを行う場合は、下地調整材を全面に塗り付けることとなっている。

しかしながら、本工事においては、下地調整材が施工されているにもかかわらず、下地調整材費が積算されていなかった。

下地調整材費の積算については、公共建築改修工事標準仕様書に基づき適正に行われた。

講じた措置

下地調整材費の積算については、平成20年4月18日付けで、建築部長から工事担当課長に対して通知し、公共建築改修工事標準仕様書に基づき適正に行うとともに、複数の職員による的確なチェック等を実施するよう所属職員へ周知徹底を図った。

報告書番号 20 監査報告第 1 号

監査の種類 定期監査（工事）

監査の結果

イ 鉄筋材の積算を適正に行うべきもの

（都市局：千葉市児童相談所一時保護施設増築及び改修工事）

千葉市都市局建築部積算標準単価によると、鉄筋材の単価については、一工事において総使用量が 5 トン以上の場合、普通単価を採用することとなっている。

しかしながら、本工事においては、総使用量が 5 トン以上であるにもかかわらず、工事の一部において、鉄筋材単価の高い小口単価を採用していた。

鉄筋材の積算については、千葉市都市局建築部積算標準単価に基づき適正に行われたい。

講じた措置

鉄筋材の積算については、平成 20 年 4 月 18 日付けで、建築部長から工事担当課長に対して通知し、千葉市都市局建築部積算標準単価に基づき適正に行うとともに複数の職員による的確なチェック等を実施するよう所属職員へ周知徹底を図った。